

渋谷区住民基本台帳に関する事務（特定個人情報保護評価書）（案）

に関するパブリック・コメント実施結果

1 実施期間

令和7年7月15日（火）から8月15日（金）まで

2 提出件数

提出方法	人数
郵送	0人
持参	0人
FAX	0人
電子メール	0人
LINE	2人

3 意見総数

2件

4 提出された意見及びそれに対する区の考え方

番号	意見	区の考え方
1	住民票発行の手続きについて、法人格が住民票の第三者請求を行う際のガイドラインがない。	住民票の写しの第三者請求については、住民基本台帳法第12条の3（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）に基づき、申出の内容が相当であるか判断し交付しております。その際には国が示している住民基本台帳事務処理要領等に基づき個別事案ごとに対応しております。 その中で、法人格からの請求（申出）の際には、意思確認及び利用目的等を明らかにしていただいております。申出をされる方や利用目的には様々なケースがあるため個別事案ごとに判断しております。

2	<p>個人情報が本人以外に開示される場合の具体的な手続きや条件が、区民にとって少し分かりづらく感じます。また、こうした閲覧があった際には、本人へ通知される制度の導入を検討いただけると安心してつながると思います。区民が自身の情報の取り扱いをきちんと把握できるよう、仕組みや制度について、より丁寧な説明と配慮があると嬉しいです。</p>	<p>住民基本台帳事務において、第三者に情報が開示される場合は住民票の第三者請求と住民基本台帳の閲覧があります。</p> <p>その手続き方法については区公式ウェブサイトに記載しておりますが、その内容について再度精査しわかりやすい表現にするよう努めてまいります。</p> <p>なお、ご自身の住民票等の開示履歴については、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示請求を行うことができます。</p> <p>また、住民票の閲覧については、住民基本台帳法第11条（国又は地方公共団体の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）又は住民基本台帳法第11条の2（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）に基づき適切に行っております。</p> <p>閲覧件数を毎年区公式ウェブサイトに掲載しております。</p> <p>上記の制度をご活用いただけますようお願いいたします。</p>
---	--	--